

# その他の手続き

## ○ 平成26年9月22日より前に設置された事業者の届出

標記日付より前に、新エネルギー発電設備を導入した事業者の方は、当該発電設備に関して、新エネルギー導入済届出書（様式第12号）の届出をお願いします。

## ○ 設備設置工事の着工、完了の届出

事業者の方は、新エネルギー発電設備の設置工事の着工、完了に関して、当該事実発生後10日以内に新エネルギー導入工事着工等届出書（様式第8号）の提出をお願いします。

## ○ 設備廃止の届出

事業者の方は、新エネルギー発電設備を廃止する場合には当該事実発生後10日以内に新エネルギー発電設備廃止届出書（様式第11号）の提出をお願いします。

## ○ モニタリングの実施

### （1）モニタリングを求める条件

地熱、温泉発電の熱源とする目的で源泉を新規に掘削する場合には、新エネルギー導入事前手続相談回答書の交付時に、事業者の方にモニタリングを求めることがあります。

### （2）モニタリングの内容等

本課よりモニタリングを求められた事業者の方は、当該源泉から200メートル以内に存在する源泉の温泉の温度、湧出量、泉質などに関して調査を行い、モニタリング調査報告書（様式第5号）の提出をお願いします。

### （3）報告時期

報告の時期は、設備設置工事の着工前、設備設置後については発電設備稼働から6ヶ月後、1年後、以後1年経過ごとにとします。

## ○ 問い合わせ先

担 当 別府市市民福祉部生活環境課環境企画係

所在地 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電 話 0977-21-1134（直通）

メールアドレス env-le@city.beppu.oita.jp

※ 問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けます。